

相生市立中央小学校「いじめ防止基本方針」

平成 30 年 1 月 16 日策定

令和 5 年 7 月 3 日改訂

1 いじめについての基本的な認識

《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「影響を与える行為」とは、「いやがらせ」や「いじわる」等など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。

（注）文部科学省調査における定義による

《定義の解釈》

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

(平成 29 年 9 月相生市教育委員会発行「相生市いじめ防止基本方針」参照)

2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

(1) 学校として、なすべきこと

- ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
- イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること
- ウ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること
- エ いじめを早期発見するために、児童に対する定期的な調査及び教育相談を行うこと

(2) 教師として、なすべきこと

- ア いじめを見抜く感性を磨くこと
- イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
- エ 心の居場所づくりに努めること
- オ 一人一人の心の理解に努めること
- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- コ 児童生徒や保護者からの声に誠実に答えること
- サ アンケート等の記録を残し、児童の実態を教師間で共有すること

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 魅力ある楽しい学校づくり

- ア 心のかよう環境づくり
 - ・感化の教育と専門性の向上
 - ・組織の一員としての責任と協力
 - ・多様な活動を誘発する環境づくり
 - ・危機管理体制の充実
- イ 思いやりのあるやさしい心づくり
 - ・人間、自然、社会を大切にする教育の推進
 - ・生命と人権を大切にする教育の推進
 - ・生きる力を育てる特別支援教育
 - ・子どもの内面を理解した生活指導（いじめ未然防止）

- ウ 子どもの心に響く授業づくり
 - ・自ら学び、挑戦する子どもづくり
 - ・体験的活動の重視
 - ・個に応じたきめ細やかな学習指導の充実
 - ・指導と評価の一体化
 - ・インターネットの正しい活用等情報モラル教育の推進
 - ・教師間の授業公開の日常化

- エ 特色ある学校づくり
 - ・子どもが主体的に活動できる学校生活の推進
 - ・地域の特色や課題を生かした教育活動の推進
 - ・環境・福祉・ボランティア活動の推進
 - ・学習タイムの充実
 - ・あすなる運動の充実（さわやか挨拶運動の励行）

(2) 開かれた学校づくり

- ア 地域の中の学校づくり
 - ・家庭・地域社会と連携した学校教育の推進
 - ・地域に学び地域に働きかける学習活動の推進
 - ・日頃の授業公開を目的としたオープンスクールの実施
 - ・学校評議員会・学校評価委員会の充実とその結果の公表

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) 日々の観察

- ア 児童生徒の言動等の変化
- イ 日記等

(2) 教育相談の充実

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備し、教育相談の充実を図る。

- ア 校内での教育相談体制の充実
- イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による専門的・多面的支援

(3) いじめ調査の実施

- ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
(平成29年8月相生市教育委員会発行「いじめ対応マニュアル」参照)
- イ いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施
 - ・子ども対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）

5 いじめ早期解決に向けた取組

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめを発見したときには、学級担任だけでなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじめているのと同様であることを指導

する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み(いじめ)相談」等の相談窓口の利用も検討する。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。

<構成員>

生活指導推進委員会を「いじめ対応チーム」とする

<活 動>

①いじめの早期発見に関すること。

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。